

別紙2 機能要件

調達機器	No.	区分	加点評価	要件
POSレジ端末	1	必須		POSシステムを有し、各種集計データの蓄積機能を備えていること。
	2	必須		キャッシュレス決済及び現金決済の両方に対応すること。
	3	必須		自動釣銭機及びキャッシュレス決済端末と連動可能であり、POSレジ端末とキャッシュレス決済端末とで金額の二度打ちが発生しないこと。
	4	必須		定額小為替など、現金以外での取引（手入力）が可能なこと。また、集計には現金取引額と現金外取引額（手入力分）が明確にわかること。
	5	任意	★	来庁者側のディスプレイに証明書の種類（名称）、通数、金額、預かり金額、釣銭が表示されること。 ※合計支払額の表示は必須とする。
	6	任意	★	決済手段を選択する段階から来庁者自身でパネル操作できること。
	7	任意	★	現金のみ対応の証明書等について、キャッシュレス決済をすることができないよう制御または防止する機能を有すること。
	8	必須		職員側の操作画面等は設置場所ごとにカスタマイズ可能であり、会計時の操作を効率よく行うことができる機能を有すること。また、証明書等の追加設定が容易にできること。
	9	必須		レジマイナス機能を有しており、その内容が集計等に反映されること。
	10	必須		通信障害等のオフライン時であっても、レジ機能が使え、現金等での取引が継続できること。
	11	必須		決済誤り等発生時に返金処理が容易に行えること。
	12	必須		レシート発行が可能であること。もしくは、代替機能を備えていること。また、レシートに本市が定めるロゴ（市章）等デザイン及び文字が印字可能でレシートプリンタ用紙の交換補充等が簡便で任意のタイミングで可能であること。
	13	必須		現金等を収納できる自動釣銭機を有すること。又は、連動可能な自動釣銭機を合わせて提供すること。
	14	必須		レシートプリンタにはオートカット機能を有すること。
	15	必須		レシートプリンタにはオートカット機能を有すること。
	16	必須		各種集計データは、業務中または業務終了後に簡単な操作でいつでも確認ができる仕組みであること。集計されたデータは、POSレジ設置拠点の単位ごとに証明書等の種類、決済種別、収納年月日、収納時間等の区分別に集計が可能であって、CSV形式などのデータでダウンロードすることが可能であること。 ※当該機能のために集計システム等の構築が必要な場合は、その仕様を提示し、本提案の見積金額に含めること。
	17	任意	★	上記16について、出力データは容易に利用できるものであること（当該データを単純にエクセルに貼り付けるだけで、組み込んでおいた計算式から自動で必要な集計ができることを想定している。）。提供可能な場合は、サンプルデータを別途提出してください。
	18	任意		各種集計データは5年間以上保管が可能であること。また、バックアップ対応ができていないこと。
	19	必須		バグ修正等のバージョンアップや保守に無償で対応すること。
	20	任意		職員毎にコードが作成でき、操作時における職員コードの選択が簡易に行えること。また、職員コードによりPOSレジ操作の権限制御ができていないこと。
	21	任意		無停電装置を備えていること。
自動釣銭機	22	必須		自動釣銭機の機種は、グローリー社のRT-300シリーズを原則とする。
	23	必須		支払請求額に対し、預かり紙幣及び硬貨を入金確定後、釣銭の自動払出ができること。
	24	必須		新貨幣（新500円）に対応できるものであること。また、保守期間における新紙幣発行時にも対応できるもの。
	25	任意	★	新紙幣等発行時に無償で対応できることが望ましい。
	26	必須		釣銭機内の在高をPOSレジ端末から確認でき、かつ、レシートに金種別に枚数の印字が可能であること。
	27	必須		両替や硬貨の補充が簡易に行えること。
	28	必須		操作誘導・注意喚起のシールが添付されているカバーを有すること
	29	任意	★	釣銭機内の紙幣や硬貨があらかじめ設定した数を下回ったときに職員側の操作パネルでアラート等が表示されること。
	30	任意	★	釣銭回収忘れ防止機能アラート（音や光）があること。
	31	任意	★	釣銭補充時に職員1人で作業できること。
キャッシュレス決済	32	必須		【仕様書6（5）エ】クレジットカード決済、電子マネー決済及びコード決済が可能であること。
	33	必須		POSレジ端末と連動可能であり、レジスターとキャッシュレス決済端末とで金額の二度打ちが発生しないこと。（再掲）
	34	必須		コード決済の提案する場合の読取機器は、ストアスキャン方式とすること。
	35	必須		UTPケーブル対応機種であること。
	36	任意		1万円未満の決済については、サインレス及び暗証番号入力不要とすること。
	37	任意		PINコード入力用のボタンはキャッシュレス決済端末一体型で、凸型であること。ただし、ディスプレイにタッチして入力するタイプの決済端末はその限りではない。
指定納付受託業務	38	必須		納付方法は、指定納付受託者が納入義務者等に代わり立替払をする「立替払方式」であること。
	39	必須		指定納付受託者は、キャッシュレス決済による交付手数料等の立替金（以下、「立替金」という。）を、契約書で定める集計期間ごとに集計し、契約書で定める期日までに、本市指定の口座に納付すること。
	40	必須		集計期間は、原則毎月末日を締日とし、月ごとに納付すること。ただし、各月の締日を月2回設定することも可とする。
	41	必須		立替金の納付期限を、利用期日の属する月の翌月末日を超えない範囲内において設定できること。
	42	必須		立替金は、納入義務者等が選択するクレジットカード等の支払方法の種類を問わず、原則として一括して納付すること。
	43	任意		各月ごとの立替金の内訳明細（設置課ごと又は端末ごと）及び取扱手数料の明細等を入金予定日の5日前までに発行し、本市がデータにより確認できるようにすること。
キャッシュレス決済手数料	44	必須		キャッシュレス決済の手数料率を、取扱可能な決済ブランドごとに明示すること。安定的な利用に適した手数料率であることが望ましい。
	45	任意		キャッシュレス決済手数料は、立替金と相殺することなく、別途請求書により本市から指定納付受託者に支払うことができること。
	46	必須		クレジットカードは3社以上とし、指定されたブランド2種類以上の取り扱いができること。
	47	任意	★	クレジットカードのうちJCBの取り扱いができること。
	48	必須		電子マネーは全国相互利用サービスを行っている交通系電子マネー9種類を含む5規格以上の取り扱いができること。 ※交通系電子マネー9種類は1規格とみなす。
	49	必須		コード決済は5規格以上とし、指定されたブランドを含む2規格以上の取り扱いができること。
	50	任意	★	コード決済のうちPayPayの取り扱いができること。
その他	51	必須		職員による本システムの構築、運用にあたり、必要な知識や経験を有する者によるアドバイス等の支援を行う体制を構築できること。
	52	必須		職員からの問い合わせ時に、必要に応じた対応が迅速にできる体制を構築できること。
	53	任意		職員による本システムの構築・運用技術向上にあたっての考え方や手法、プロセスを明示できること。
	54	必須		原則として、運用開始から最低5年間は機種の変更を行うことなく、安定的な稼働を保證するものであること。
	55	必須		窓口の運用時間内において故障・不具合があった場合は、派遣等により、原則当日中に対応すること。
	56	必須		機器の修理等に時間を要する場合は代替機を用意すること。